

保育園の概要

園施設の概略

- 施設名 ● 社会福祉法人 青丘 青い丘保育園つくば
- 理事長 ● 金 正出
- 園 長 ● 金 秀司
- 所在地 ● 〒305-0034 つくば市小野崎594番地1
- TEL ● 029-849-5130
- FAX ● 029-849-5132
- HP ● <https://www.aoioka.com/tsukuba/>
- Eメール ● h-aoioka@s-seikyu.com
- 規模 ● 敷地面積 3,793.46 m² ・ 建物面積 1,078.29 m²
- 構造 ● 鉄骨造平屋建て
- 定員 ● 60名（定員を超えて受け入れることがあります）
- 開園時間 ● 午前7時30分～午後7時（延長保育時間含む）

事業概要

- 乳児保育 ● 産休明けから受け入れ
- 延長保育 ● 市町村より認定を受けた利用可能時間以降から午後7時まで
 - ・保育標準時間【11時間保育】の場合、午後6時30分以降
 - ・保育短時間【8時間保育】の場合、午後4時30分以降（0歳児クラスの保育時間については4ページ参照）
- 一時預かり ● 午前8時30分～午後4時30分

入園対象児

- 0歳から5歳（就学前まで）
- ・産休明けの生後56日を経過し、健康診断の結果、健康であること
- ・児童福祉法による入所児童であること

職員体制

園 長，保育士，看護師，栄養士，調理師，属託医，その他

クラス編成

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ひよこ	りす	ねこ	うさぎ	ぱんだ	ぞう
人 数	5名	11名	11名	11名	11名	11名

保育方針

社 訓

こどもはくいのたからです
たいせつにそだてましょう

基本理念

* 豊かな人間性の育成を目指す *

保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的として入園する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場を提供する。

保育目標

《 健康で明るい子 》

心身ともに健康で明るい子どもに育てる。

《 自分で考え行動できる子 》

自分で考え、何にでも積極的に取り組み最後までやり遂げる子どもに育てる。

《 思いやりのある子 》

決まりを守って、友達に親切で誰とでも仲良く遊び、思いやりのある子どもに育てる。

運営方針

当保育園は児童福祉法の規定による最低基準に基づき、上記にあげる保育目標の達成のために、以下のような事項をもって運営にあたるものとする。

- 入園児の国籍、身上、社会的身分等によって差別的扱いをしてはならない。
- 保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、保育目標、保育計画、指導計画を立てるものとする。
- 給食は健全な発育に必要な栄養を含み、変化に富んだ献立に基づいて調理するものとする。
- 入園児の健康管理に留意し、定期健康診断を行い、医療機関と連携を図るものとする。
- 保護者の苦情や意見に対する解決の仕組みを設けるとともに保育や子育てに関する相談を随時受け付けるものとする。

年齢別のねらい



【0歳児】

家庭との連絡を取りながら、安定した園生活を送る。
保育士との親密な関わりの中で、人との信頼関係の芽を培う。



【1歳児】

保育士との信頼関係の中で、遊びを通して人との関わりを広げ、親しみを持たす。
身のまわりの様々な経験を通して言葉を覚え、思いや感じたことを言葉で伝えるようにする。



【2歳児】

「自分で！」の気持ちを大切に、個々に挑戦し、友達と遊ぶ楽しさを味わう。
いろいろな経験を通して、言葉や表現力を豊かにする。



【3歳児】

基本的な生活習慣の自立を目指していく。
いろいろな友達と、身体を動かし、たくさん遊ぶ。



【4歳児】

安定した生活の中で、喜んでいろいろな活動に取り組む。
全身を動かし、運動能力を高めながら、遊ぶ楽しさを味わい、友達との関わりを深める。



【5歳児】

人との関わりの中で、社会における必要な習慣や態度を身につけ、思いやりの気持ちを育てる。
四季の環境に自ら関わり、いろいろな遊びを充実させていく。

青い丘保育園つくばは、上記の基本理念や保育目標をもとに、園児の個々を大切にし、保護者の方々が安心してお子さまを預け、安心して働いていただけるよう信頼できる保育園を目指しています。また、職員が一体となり保護者の皆さまが、気軽に相談していただける雰囲気づくりを心がけ、地域に根ざした保育園でありたいと努力してまいります。

保育園の1日

0歳児		時間	1・2歳児	3・4・5歳児
0歳	満1歳～			
登園(標準/短)	登園(標準)/早朝保育(短)	7:30	登園(標準)/早朝保育(短)	登園(標準)/早朝保育(短)
朝の会・おやつ	登園(短)	8:30	登園(短)	登園(短)
	朝の会・おやつ	9:30	朝の会・おやつ	朝の会
		9:45		活動
遊び	遊び	10:00	遊び	
給食	給食	11:00	給食	
		11:30		給食
午睡	午睡	12:30	午睡	午睡
おやつ	おやつ	15:00	おやつ	おやつ
帰りの会	帰りの会	16:00	帰りの会	帰りの会
降園/延長保育(短)	降園/延長保育(短)	16:30	降園/延長保育(短)	降園/延長保育(短)
降園	降園	18:00		
		18:30	延長保育(標準)	延長保育(標準)
		19:00		

年間行事

月	主な行事
4	◆入園式 ・進級式
5	・こどもの日集会
6	◆運動会 ・内科検診・歯科検診
7	・プール開き・七夕集会◆夏まつり
8	・プール遊び
9	◆個人面談(9～10月)
10	◆親子遠足・ハロウィン
11	・内科検診・歯科検診 ◆発表会
12	・クリスマス会
1	・総合避難訓練
2	・豆まき集会 ◆保育参観・懇談会
3	・ひなまつり集会 ・お別れ会 ◆卒園式 ・修了式

※都合により変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。



◆印の行事は、保護者の皆様も是非ご参加ください。

毎月 誕生会・避難訓練・身体測定

年2回 健康診断<内科・歯科>
交通安全教室
尿検査



ご入園・ご進級にあたって

慣らし保育について

生活環境の急激な変化に、乳幼児は適応しにくく、新生活をスタートさせた大人にとってもストレスとなります。不安や疲労を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、慣らし保育を実施しています。（日程、詳細などは別紙参照）

登降園について

ルクミーにて連絡帳の提出と打刻をお願いします。

登園

- ①登園時間は、遅くても午前9時までをお願いいたします。
- ②遅刻または欠席をする場合も、午前9時までに必ず連絡を入れてください。
◎無断で欠席することがないようにご協力をお願いいたします。また、午睡開始後の登園および通院などで早退された場合の再登園は、出来ません。
- ③0～2歳児クラスは午前11時以降、3～5歳児クラスは午前11時30分以降に登園される場合は、昼食を済ませてから連れてきてください。
- ④感染性の病気にかかった場合は、完全に治り、医師の許可を得てから登園させてください。（登園許可書が必要です。別紙参照）

降園

- ①保育申請時間を守って迎えに来てください。お迎えの時間がいつもと違う場合は、必ずご連絡ください。
- ②送迎は原則として保護者の方をお願いいたします。変更がある場合は、その都度必ず連絡を入れてください。連絡のない場合や保護者ではない未成年者兄弟等のお迎えの際は、お子さまをお渡しできませんので、ご了承ください。

送迎について

<！注意点！>

- ①遅刻はなさないようにお願いいたします。日々の活動に出遅れ、取り残された気持ちが生まれてしまいます。

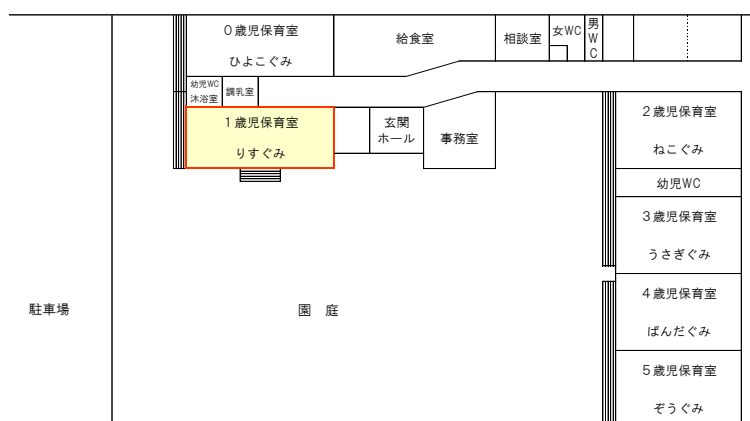
- ②お子さまを保育士に託されたら、速やかにお帰りください。泣いている姿に抵抗があるかと思われそうですが、たいていのお子さまはすぐに立ち直り、園生活に入っていくことができます。
- ③車を駐車したままでの立ち話などは他の方や近隣へのご迷惑となります。駐車場で遊ばせるのは絶対おやめください。
- ④盗難の可能性やご近所に迷惑がかかりますので、エンジンをとめて車から降りてください。ご兄弟等、登園されないお子さまのみを車に残して離れることのないようお願いいたします。車から降りましたら、必ずお子さまの手をつないで移動してください。
- ⑤6歳未満の幼児を乗せて運転する場合は、必ずチャイルドシートを使用しましょう。
- ⑥降園後は、保護者のほうで責任ある対応をお願いいたします。事故防止のためにも園庭での長時間の滞留はご遠慮ください。

<出入り口>

○午前7時30分から午前8時30分と午後4時30分から午後7時は、りす組テラス

○上記以外の時間帯は、各保育室のテラス

時間帯によって、出入り口が変わりますので、ご注意ください。利用状況などに応じて保育室への移動時間が変更になる場合がありますので、ご了承ください。



ルクミー(連絡アプリ)

《0～1歳児》

ルクミーは、乳児の食事、睡眠、排便などの1日の生活を把握し、ご家庭と連携を取り保育するために大切です。ご家庭の様子などをルクミーにてご入力ください。お子さまの園での様子をお伝えします。

《2～5歳児》

ご家庭と園との連絡のやりとりにお使いください。園からは、お知らせがあるときだけに配信しております。

ご家庭との連携

保育時間

- ◆開園時間は午前7時30分から午後7時です。
- ◆保育時間は市町村より認定を受けた、保育標準時間（午前7時30分から午後6時30分）・保育短時間（午前8時30分から午後4時30分）です。
- ◆利用可能時間前の利用については早朝保育，利用可能時間以降の利用については延長保育となります。
- ◆希望される保育時間を「保育時間利用届」に記入して，保育士までお知らせください。延長保育は料金がかかりますので，ご了承ください。（9ページ参照）
- ◆1歳の誕生日を迎えるまでの保育時間は午前8時30分から午後6時までとなります。
- ◆土曜保育は，午前7時30分から午後6時30分までの保育となります。希望される場合は，園への申請が必要となりますので，保育士にお声かけください。（下記参照）
※姉妹園（青い丘保育園二の宮）と合同での保育となります。

土曜日保育利用について

土曜日の保育については，前月の20日までに，土曜勤務証明書（園書式）・土曜保育申込み書をご記入の上，お申込みいただくようお願いいたします。

勤務者		氏名
		住所
勤務（予定）年月日	年	月 日
雇用形態	正社員 ・ パート ・ その他（ ）	
業務の種類		
勤務時間	時 分	～ 時 分 まで

上記の者は、当社（所）に勤務していることを証明します。
（どちらか一方を〇で書いてください）

平成 年 月 日

事業所所在地

証明者 名 称 印
代表者氏名
電話番号

土曜保育申込み書（ 年 月分）			
園児名	保護者名	勤務時間	連絡先
	父	～	
	母	～	
月 日（土）	送って来る人	園児時間	迎えに来る人
月 日（土）			
月 日（土）			
月 日（土）			
月 日（土）			

★案はお預かりいたしません。

..... お 願 い

- ・この申込み書は，毎月の人員配置の為に提出していただくものですので，趣旨をご理解の上，毎月20日までに，翌月分を提出いただくようお願いいたします。
- ・申込者数によって，土曜日の職員の出動人数を決定いたしますので，期星を過ぎてからの申し込みには応じかねます。
- ・お仕事以外の理由では，原則としてお預かりすることが出来ません。ご家庭での保育のご協力をお願いいたします。

園からのお知らせ

- ◆ 急な病気や事故のときにご連絡をしますの**で、必ず連絡のとれる緊急連絡先**をお届けください。健康保険証の記号番号は、園から病院へ搬送するときに必要ですのでコピーをいただきます。
- ◆ 2歳児以上のクラスは、ルクミーの園からのお知らせにて、その日の子どもたちの様子や連絡を毎日配信します。
- ◆ 毎月園だよりを配信します。月の予定、お知らせやお願い、様々な出来事などが書かれていますので**必ず**お読みください。
- ◆ 毎月の「予定献立表」は、月末に配信します。諸事情により、献立が変更される場合がありますが、ご了承ください。離乳食で献立と異なる内容については、連絡帳に記入します。

事故防止と安全について

- ◆ 交通安全集会を年に1～2回と、専門家による交通安全教室を年に2回実施
- ◆ 避難訓練（火災・地震・竜巻・不審者対応）を毎月1回、消防署職員による総合避難訓練を年1回実施
- ◆ 環境および遊具等の安全点検は毎日実施
- ◆ 安全な保育のために、防犯カメラを24時間作動中

緊急連絡やプライバシーについて

- ◆ 緊急のときは、あらかじめお届けいただいた「緊急連絡票」にしたがってご連絡します。変更があった場合は、その都度すぐにお知らせください。保護者の皆さまへの「緊急連絡網」の配布はいたしません。病気や緊急的なこと、行事のことで連絡する際は、当園より職員がご連絡いたします。
- ◆ ご家族以外の方からお子さまが保育を受けているか否かや、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには応じません。また、保護者以外の方にはお子さまをお渡ししません。お迎えが代わるときは、**必ず**ご連絡ください。

ご意見・ご要望について

当園では、ご意見やご要望を従来どおり職員だれでも承りますが、「苦情申出窓口」を正面玄関に置きましたポストでも随時受け付けています。ご意見・ご要望の受付担当者、第三者委員の方の氏名は、玄関に掲示してありますのでご覧ください。

利用者負担額等の納入について

利用者負担額

市町村が利用者負担額を決定し、市町村へ納めていただきます。
(別紙 保育の無償化に伴う給食費の徴収開始について をご覧ください)

園納金

- 保護者さま名義の園の指定金融機関（水戸信用金庫）の口座より自動引き落としとなります。
- 引き落とし日は、毎月10日です。（引き落とし日が土日祝日の場合は、前日の平日）
⇒ 引き落としができなかった場合は、次月と合算しての引き落としとなりますので、毎月必ず残高の確認をしてください。

諸費用

〈銀行引き落とし〉

* 保険代	年1回 <u>350円前後</u>
<small>日本スポーツ振興センターについて（15ページ）参照</small>	
* 主食費（3歳以上児）	ひと月 <u>1,500円</u>
* 副食費（3歳以上児）	ひと月 <u>4,500円</u>
* 布団（リース）代	ひと月 <u>1,000円</u>
* 月刊絵本	ひと月 <u>400円～800円</u>
<small>〈誕生会の日に持ち帰ります〉</small>	
* クラス費及び補助活動費	<u>500円</u>
* オムツ処理代（オムツ使用園児）	<u>100円</u>
* 延長保育料	<u>30分ごとに 300円</u>
<small>・(短)7:30～8:29 ・(短)16:30以降 ・(標)18:30以降</small>	
* 手数料	<u>1件ごとに 53円</u>
* 尿検査料金（年2回）	<u>1回ごとに 150円</u>



毎月

- ◆ 閉園時間にやむをえずお迎えが間に合わなかった場合は、別途料金（500円）がかかりますので注意してください。30分を越えるごとに500円追加徴収いたします。

病気について

健康・安全面について

保育園は、お子さまが長時間にわたり集団で生活する場です。一人一人のお子さまの健康と安全の確保に努めてまいります。感染性の病気と診断された場合は、掲示や通知で保護者の皆さまに注意を呼びかけています。もし、お子さまやご家族が感染性の病気に感染した場合は、**必ず**保育園にお知らせください。感染の拡大を防ぐために、早期の対応が必要であることをご理解ください。

- ①就寝時間・起床時間等の生活リズムを整え、朝食を必ず食べて登園しましょう。
(朝食抜きでは体力がもたず、活動的な遊びができませんし、十分お友達とも遊べません。)
- ②洗顔・手洗い・うがい・爪切りなどを常時おこない、清潔に努めましょう。
- ③保育中にお子さまに急を要する異常が起こったときは、直ちに保護者に連絡し、お迎えをお願いいたしますので、緊急連絡先を明確にしておいてください。ただし、緊急時・やむを得ない場合・保護者に連絡がつかないときは、直接医師の診断や手当を受けさせることがありますので、ご了承ください。
※連絡先の変更がありましたら、速やかに担任までご連絡ください。
- ④病気の際は、集団生活が可能になるまでお休みをお願いいたします。病児・病後児保育は行っておりません。出席停止の期間の基準に従い、必要な場合には意見書や登園届を記入の上、登園してください。



予防接種について

▼予防接種後は急な副反応が起こることがあります。接種はできるだけ降園後もしくはお休みの日に接種するようにしてください。

▼やむを得ず接種後に登園される場合は、保育士または看護師にご相談ください。接種後最低1時間は様子観察を行い、特に変わりがないことを確認してから登園するようにしてください。

お薬について



原則として園ではお薬はお預かりしません。

- ▼服薬が必要な場合は、保護者の方が来園して飲ませてください。
受診時にお医者さまにその旨をご相談いただき、1日2回の服用の処方または1日3回の処方でも、登園前(朝)・帰宅後・就寝前が可能であるか等、主治医にご相談ください。
- ▼やむを得ず服用しなくてはならない事情があるときは相談してください。
園で対応できると判断した場合に限り、別紙「おくすり依頼書」に、必要事項を記入、捺印の上、「おくすり依頼書」を提出してください。

給食について

- 手作り給食・おやつです。自園式です。
- 保育園の栄養士が献立を考え、食育にも力を入れています。
- お子さまの発達に合った切り方、量、盛り付け方、味付け、残量など、栄養士が喫食状況を確認します。
- 毎月の献立表・給食だよりを配信しています。簡単なレシピの紹介や食に関する情報を載せていますので、参考にしてください。

アレルギー対応

保育園は完全給食ですが、アレルギーのお子さまについては下記のように対応しています。

1. 医療機関を受診して、除去食依頼書(園書式)・血液検査報告書・生活管理指導表を提出してください。
2. 申請書の指示に基づき、保育士・看護師・栄養士で検討、除去食の確認をします。
3. 完全除去食で対応しますが、園で代替品が手配できる場合は代替りのものを提供します。
園で代替品が手配できない場合は、ご家庭から代わるものの持参をお願いします。
4. 変更のあったときには、申請書の再提出をお願いします。状況を確認し、対応していきます。

食材について

当園で使用する牛乳・野菜等につきましては、産地を厳選し、安全基準を満たしたものを購入、提供しております。

準備物のご案内

園で使用するすべての持ち物に記名を忘れずに

通園バック	帽子	着替えの衣服		
				
サイドか背中側	名前の部分	すその内側	内側のウエスト部分	前面の表側
手さげ袋	ループ付タオル	布袋	歯ブラシ・コップ	掛け布団
				
表側の見えるように	見えるところ	見えるところ	持ち手のところと底に名前	枕は不要
靴下	靴	上履き	オムツ	スーパーの袋
				
足首内側 両かかと側	つま先またはかかと	つま先とかかとの両方	捨てる際 見えないように	袋にも忘れず大きく

◆ 毎日ご用意ください

毎日ご用意いただくものと園生活で必要となるめやすの数は別表（14 ページ）を参考にしてください。季節やお子さまの発達に合わせて調節してください。

◆ 持ち物には記名を 油性のペンでお書きください。

【活動しやすいもの】

- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないもの
- ・股上丈が深いズボンで、すそ丈の長いものは危険です。
- ・女兒もズボンの方が動きやすいですが、スカート着用の場合はスカートの下にスパッツなどの重ねばきをしてください。

【着脱を習慣づけるために】

- ・衣類は、なるべく自分で脱いだり着たりしやすい簡単なものをご用意ください。
- ・靴は、足に合った靴で1人で履きやすいもの。サンダルは危険ですので履かせないでください。



◆ 寝具について

- ・掛け布団（夏期はタオルケット）をご用意ください。枕は不要です。
- ・掛け布団は毎週末に持ち帰り、洗濯してください。

※紙オムツが不足してしまった場合は、園のものを購入していただきますが、1枚50円となってしまうので、忘れずに補充してください。

※園のパンツを使用された場合は、かわりに新しいものを持ってきてください。

用意するもの（持ちもの）

季節やお子さまの発達に合わせて調整してください

品名	数（めやす）				備 考
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上児	
★ 通園バック	-	○	○	○	園指定
★ 帽子（白）	-	○	○	○	
★ 通園着	-	-	○	○	
★ 出席ノート	-	-	○	○	
★ 連絡ケース	○	○	-	-	
★ カラー帽子	△	○	○	○	
手さげ袋（布製）	通園バックとして使用	○	○	○	絵本や製作物を持ち帰る
ウェットティッシュ	1	1	1	-	初日はストック用と合わせて2個持ってくる 専用のプラスチックのフタをつける
手拭きタオル（ループ付）	必要に応じて	○	○	○	毎日用意（タオルかげに掛ける）
エプロン	3	3	1	-	食事・おやつ時に使う
お箸・フォーク・スプーンセット	-	-	○	○	毎日洗って持ってくる
歯ブラシ・コップ	必要に応じてコップのみ	コップのみ	時期に合わせて	○	布袋に入れて毎日洗って持ってくる （キャップ・歯磨き粉不要）
紙オムツ・紙パンツ	7～8	5～6	5～6	必要に応じて	毎日補充
おしりふき	○	○	○	必要に応じて	無くなりそうになったら補充
ビニール袋（排使用）	1束	1束	1束	必要に応じて	
スーパー等の袋	1束	1束	1束	2～3	名前記入
上履き（上履き入れ）	-	-	行事に合わせて	○	白バレシューズ（週末持ち帰り）
掛け布団 枕は不要	○	○	○	○	週末持ち帰り
着替えの衣服（肌着を含む）	3組以上	3組以上	3組以上	3組以上	毎日補充または確認

★印は園で購入します

日本スポーツ振興センターについて

青い丘保育園つくばでは、在園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆さまに対して行う制度です。青い丘保育園つくばに入園すると同時に全員加入いたします。掛け金については、保護者と園との負担となります。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法またはこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和3年4月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・園給食等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・ガス等による中毒 ・負傷による疾病 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病	
障害	園の管理下の負傷または上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中の災害の場合2,000万～44万）
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通園中の災害は1,500万円）
	突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通園中の災害は1,500万円） 死亡見舞金 1,500万円 （通園中の災害も同額）

■ 給付基準

- ・日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並みの療養」と表記しています。
- ・上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初心から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。）
- ・同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ・他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

※ これは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。